

司法修習委員会（第31回）議事録

1 日時

平成28年5月13日(金)午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員) 井窪保彦, 稲川龍也, 今田幸子, 木村光江, 小泉博嗣, 酒巻匡,
高瀬浩造, 高橋宏志(委員長), 瀧澤泉(敬称略)

(幹事) 飯島泰, 井田良(幹事長), 沖野眞巳, 神山啓史, 清藤健一,
黒河内明子, 小林克典, 染谷武宣, 西山卓爾, 花村良一, 藤原
浩, 細田啓介, 森本宏, 門田友昌, 山本和彦(敬称略)

4 議題

(1) 意見交換

ア 第68期導入修習の評価について

イ 第69期導入修習に関するアンケートについて

ウ 実務修習に関する検討状況等について

エ 平成28年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項案について

(2) 今後の予定について

5 配布資料

(資料)

54 第68期導入修習の評価の概要

55 第68期導入修習の評価について(民事裁判)

56 第68期導入修習の評価について(刑事裁判)

57 第68期導入修習の評価について(検察)

- 58 第68期導入修習の評価について（民事弁護）
- 59 第68期導入修習の評価について（刑事弁護）
- 60 第69期導入修習に関するアンケート集計結果
- 61 「弁護実務修習ガイドライン」の配布及びこれに沿った修習の実施について（依頼）
- 62 第69期の選択型実務修習（全国プログラム）拡充の取組

6 議事

（1）幹事の交替

畝本幹事，木崎幹事，佃幹事，巻之内幹事，三角幹事，吉崎幹事，に替わり，飯島幹事，神山幹事，黒河内幹事，染谷幹事，花村幹事，藤原幹事が新たに任命された旨の報告

（2）委員長代理の指名

委員長から，委員長代理として酒巻委員が指名された。

（3）報告

染谷幹事から，司法修習の実施状況等について報告がされた。

また，染谷幹事から，司法修習生の貸与申請の状況について，第68期では，修習終了時までには，1250件の貸与申請があり，司法修習生全体の約70.9%に当たること，第69期では，平成28年3月28日現在で，1263件の貸与申請があり，司法修習生全体の約70.6%に当たること，兼業許可の状況については，第68期では，修習終了時までには，288件を許可していること，第69期では，平成28年1月31日現在で，184件を許可していることの報告がされた。

（4）意見交換

ア 第68期導入修習の評価について

（高橋委員長）

まず、第68期導入修習の評価について、司法研修所の各教官室において評価をまとめられたとのことであるので、御説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

導入修習は、昨年12月16日に修習を終えた第68期から実施された。司法研修所としては、導入修習について、司法修習生に対してアンケートを行ったり、司法修習生指導担当者協議会などの機会を通じて実務庁会の意見、感想を聴取したりするなどし、本委員会においても随時その結果を御報告してきた。今般、導入修習1期目である第68期の修習が終了したことから、各教官室において第68期導入修習についての評価を行った上で、それらを踏まえて、全体の概要を取りまとめた。資料54が全体の概要、資料55から59が各教官室における評価の結果である。

最初に、私の方から、全体の概要について資料54に沿って御報告する。

資料54の「2 分野別実務修習から見た導入修習の評価」であるが、(1)で「導入修習時の第68期修習生の状況に関する教官の所感等」を、(2)で「修習生アンケートの結果」を、(3)で「配属庁会の指導担当者の所感等」を挙げている。

まず、導入修習を担当した教官の所感によれば、司法修習生は導入修習に真摯に取り組む姿勢を見せており、クラスの他の司法修習生との連携を深めることもできていた。また、司法修習生のアンケート結果については、前々回と前回の委員会でも御報告したとおりであるが、導入修習の多くのカリキュラムについて「役に立った」又は「少しは役に立った」との肯定的な評価が約9割に達するなど、好意的な受け止めが大勢であった。また、事実認定の知識や実体法の知識といった

各項目について、5割ないし6割以上の者が導入修習を通じて不足を感じ、その多くの項目についての不足を感じた司法修習生の6割から7割程度の者が分野別実務修習中に自学自修に取り組んでいた。さらに、配属庁会の指導担当者の所感等についても、例えば、民事裁判の「第67期までの司法修習生と比べて、記録の読み方や、裁判官との意見交換の仕方など民事裁判実務修習でどのようなことをするのかのイメージを持っていた」、検察の「検察官の職務や検察修習でどのようなことをしなければならないかということについて、当初から大まかにイメージをした上で実務修習に臨んでいた」といった指摘に見られるように、導入修習を通じて分野別修習に向けた準備ができていたことにより、分野別実務修習に円滑に移行できたということがうかがわれた。

続いて、資料54の「3 集合修習以降からみた導入修習の評価」では、教官の所感として、例えば、刑事裁判の「多くの修習生が争点整理の結果・当事者の主張を踏まえた事実認定を行うようになり、当事者間の実質的な争いを意識しない総花的な起案は減少した」、「事案のポイントを見だし、三者で共有することについての理解等が深まっており、争点整理の意義についての理解を欠くような起案が少なくなっている」などの肯定的な所感が多く見られた。集合修習で見られたこれらの効果については、実務修習での指導等によるところも大きいと考えられるが、導入修習の実施により、問題意識を持って分野別実務修習に臨めた司法修習生が相当数いたことなどの影響もあったと思われる。

以上、御説明した内容を踏まえて、資料54の「4 第68期導入修習の総括と今後の導入修習について」の(1)のとおり、いずれの教官室も、導入修習は、その二つの目的に照らして一定の成果が認め

られたものと評価している，また，導入修習の期間が現状の規模であれば，分野別実務修習の短縮による格別の支障は生じていないと総括している。

さらに，（２）の「個別カリキュラムにおける課題と第６９期導入修習における見直し」にあるとおり，各教官室では，第６８期導入修習の実施状況を通じて確認された個別カリキュラムの課題を踏まえ、第６９期導入修習におけるカリキュラム内容の一部見直しを行っているが，個別の内容は，後ほど各上席教官である幹事から御紹介していただく。

最後に，（３）の「今後の課題」にあるとおり，各教官室が今後の課題として①から④の内容を挙げているが，これについても，後ほど各上席教官の幹事から御報告いただく予定である。

（高橋委員長）

それでは，各教官室の上席教官の幹事の方々から，第６８期導入修習の評価について補足の御説明をお願いしたい。

（花村幹事）

民事裁判科目に関する御報告をさせていただく。

資料５５のとおり，民事裁判科目においては，主張整理能力及びそれを支える実体法・手続法に関する知識と，いわゆる事実認定の手法という２点を中心に，司法修習生の自学自修を促すとともに，分野別実務修習への円滑な移行を図ることを企図して，導入修習を行った。具体的な科目の内容は，資料５５の１に記載のとおりであるので，省略させていただく。

６８期の導入修習の全般的な評価については，先ほど染谷幹事からの報告にあったが，民事裁判科目においても，導入修習により一定の成果を得られたとの認識に立っている。それを踏まえ，６９期におけ

る個別カリキュラムの見直しと今後の課題について、資料55の4の(2)及び(3)の箇所を若干補足する。

69期導入修習においては、個別カリキュラムの見直しという観点では、大きく2点の見直しを行った。1つ目として、「民事第1審手続の概説」という冒頭に行われる講義で、とりわけ法科大学院で経験する機会に乏しいと思われる争点整理手続に主眼を置くとともに、導入修習の中でその後に行われる模擬争点整理につながるような形で、科目相互間の連携を意識したカリキュラム内容の見直しを図った。2点目としては、「裁判官の役割・職務、裁判修習のガイダンス」という民事裁判、刑事裁判共通のカリキュラムについても、裁判実務修習の動機付けを行い、分野別実務修習に当たっての具体的な注意点を確認するなど、より一層、実務修習への移行を意識した修正を行った。このような個別カリキュラムの内容については、69期あるいはそれ以降も引き続き検討する必要があると考えている。

導入修習に関する全般的な課題としては、資料55の4の(3)にあるとおり、導入修習のカリキュラムに主体的、積極的に取り組んでもらうためには、導入修習に入る前の段階で、予めどのような内容の修習が行われるかのイメージを、司法修習生に十分に認識してもらう必要があると考えている。こうした導入修習のイメージを事前により分かりやすく伝わるよう工夫し、導入修習開始前の自学自修をサポートするための教材を作成するなど、事前学修の充実を図ることが今後の課題であると考えている。

また、導入修習の終了時点においても、導入修習で司法修習生各自が様々な気づきをし、自学自修の必要性を感じたときに、実務修習で、更にどのように自学自修をサポートしていくかという観点から、実務修習との連携についても今後課題となるかと思う。

さらに、導入修習及びそれに続く分野別実務修習をより充実したものとする上では、司法修習生になる前の段階での、法科大学院との連携の取組を深めていくことも重要ではないかと考えている。

(細田幹事)

資料５６に基づいて、刑事裁判科目について御説明をさせていただく。

刑事裁判科目においても、一定の成果が上げられたということは、先ほどの染谷幹事からの説明のとおりである。そこで、資料５６の４の（２）から（４）の課題等について重点的に御説明させていただく。

まず、事実認定についてであるが、司法修習生が本格的に事実認定に取り組むのは、当然のことながら修習が初めてである。事実認定は、実践の中で能力を培っていくという面が強く、そのような意味で、分野別実務修習で生の事件に触れながら学んでいくというところが、修習の本質であると思っている。導入修習においても、少しでも本格的な実践に取り組むに当たっての視点を司法修習生に持ってもらうために、工夫を重ねていく必要がある。６９期の導入修習においても、６８期に比べて、司法修習生が段階を踏んで事実認定についての理解が深められるように工夫をした。今後、少しでも分かりやすく、事実認定に関する視点を持ちやすくなるように、教材を改訂することも検討中である。

それから、争点整理等の手続面であるが、６８期の導入修習には間に合わなかったものの、６８期の司法修習の途中で、「プラクティス刑事裁判」という手続面、争点整理に重点を置いた新しい教材を完成させた。６９期においては、この教材を事前に読ませて、争点整理の意義や目的について修習に入る前から視点を持ってもらうようにし、更にこれを分かりやすく伝えるためのDVDを作成して、導入修習の

講義の中で司法修習生に見せた。今後ともカリキュラムの工夫を検討していきたいと思っているが、69期では最初からこの新教材を配布し、かつ、導入修習の講義でDVDも見せることができたということで、少しでも手続面での理解が深まっていることを期待したい。

さらに、刑事訴訟法と実体法の基礎知識については、一部にとどまるものの、修習が進んでも、なお基礎知識面で不安が残る司法修習生もいるのが現状である。導入修習の目的の一つは、基礎的知識が足りない人にはその自覚をさせて、自学自修を促すことであり、69期においても、実務修習に入るに当たって基礎的知識、根本的な理解が大事であるということを強調したところである。また、先ほど御説明した「プラクティス刑事裁判」は、争点整理に関して理解を促すことを目的とした教材であるが、より前段階の基本的な知識について、自学自修あるいは復習を促す目的で事前配布する教材の作成も検討中である。このような工夫を重ねることによって、今後とも導入修習を充実したものとしていきたいと考えている。

(飯島幹事)

検察科目に関する導入修習の評価等について、御説明させていただく。

染谷幹事から先ほど詳細な説明があったが、それに重ならない形で2点ほど申し上げる。

1点目は、検察科目では、導入修習の目的についてどのように考えているのかという点、2点目は、導入修習における検察科目のカリキュラムの概要等についてである。

まず、資料57の1では、導入修習の二つの目的を記載しているが、特に検察における実務修習は、司法修習生に具体的な事件の捜査を体験させる実践的色彩が強い性格を有するということから、検察科目で

は、どちらかといえば、効果的・効率的な分野別実務修習への円滑な移行に重点があると考えて、指導・教育をしている状況である。修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせるという、もう一つの導入修習の目的を決して疎かにしているわけではないが、どちらかと言えば、効果的・効率的な分野別実務修習への円滑な移行に重点を置いて、指導・教育をしている状況である。

次に、２点目のカリキュラムの概要等について御説明する。

まず、資料５７の「２ 導入修習の内容とその目的」についてであるが、（１）の「検察導入講義」では、基本的な事件を題材として臨場感のある形で講義をすることにより、まず検察官として犯人性や犯罪の成否をどのように考えるのかを導入的に学ばせることを目的としている。（２）の「検察即日起案」では、ある程度証拠や事実関係が明らかになって、最終的にこれを評価する段階で、起訴できるのかどうか、その犯人性は大丈夫か、あるいは犯罪の成否として何という罪名が成立するのか等々を、間接事実を抽出させるなどしつつ、最終的な評価のところを起案させるものである。また、（３）の「捜査演習」は、動的事実認定という、余り聞き慣れない言葉だと思われるが、捜査というのは、着手してから、時々刻々、事実関係や証拠について、色々なものが上がってくるし、場合によっては犯行に関する被疑者の供述も変わってくる中で、そのような変化する事実関係を追いつつも、最終的には、必要な補充捜査をした上で、犯人性や犯罪の成否を認定していくという手法を学ばせるものである。

資料５７の５の「６８期導入修習の総括と今後の導入修習について」であるが、今後の課題は、そんなに大きなものではないものの、２点ある。１点目は、更なるカリキュラムの工夫であり、引き続き検討して、カリキュラムをより良いものにしていきたいと考えている。２点

目は、刑事系3教官室によるコラボ講義についてであるが、導入修習には時間的な制約があるので、刑事系3教官で共有できる場所は共有した方が良いのではないかとの問題意識を持っており、今後、他の教官室のカリキュラムとの連続性や整合性を協議して、コラボ講義についても検討していく必要があるだろうと考えている。

(黒河内幹事)

民事弁護科目の導入修習の評価について、先ほどの染谷幹事の説明に付け加える形で御説明させていただく。

資料58の1にあるとおり、民事弁護では、当事者の視点から事案を見ることの重要性を司法修習生に認識させることを、導入修習の目的として付け加えている。その観点からカリキュラムを組んでおり、その概要は、資料58及び資料54の別紙「第68期導入修習カリキュラム一覧」に記載のとおりである。このように、民事弁護に関しては、民事弁護分野及び民事共通分野を併せると多くのカリキュラムがある。これらにはいずれも、当事者の視点から事案を見るという点を司法修習生に意識的に学修してもらうような内容を加味している。

このうち、資料58の2ページ目の民事弁護・民事裁判共同科目には、「民事第1審手続の概説」及び「民事総合」の二つのカリキュラムがある。「民事第1審手続の概説」は、公正妥当な紛争解決を図るという共通の目標の下に、裁判官、弁護士がそれぞれの立場で第1審手続にどのように関わっていくのかを理解させることにより、弁護士の活動と役割について学修してもらうことも目的としている。また、「民事総合」では、争点整理手続について、当事者双方が、その主張立証に基づいて、裁判所と協議、議論することによって、争点に対する共通認識を形成していくという動的な過程であることを実感させる、すなわち、争点というのは記録から自ずと現れるものでもなく、

裁判所が決めてくれるものでもないということを実感し、当事者としての訴訟活動を実際に体験して理解してもらうという、意義深いカリキュラムとなっている。

次に、資料５８の「２ 分野別実務修習からみた導入修習の評価」(１)から(３)までについてであるが、先ほど染谷幹事から説明があったとおり、いずれも肯定的な評価である。それから、「３ 集合修習以降からみた導入修習の評価」であるが、こちらも先ほどの染谷幹事の説明のとおりである。

資料５８の「４ ６８期導入修習の総括と今後の導入修習について」であるが、総括させていただくと、民事弁護科目についても、導入修習には一定の成果が認められ、非常に効果があるものであったと結論付けている。個別カリキュラムにおける課題とその対策については、６９期では、保全・執行の分野について、若干時間を広げるという修正を行った。

今後の課題についてであるが、出張講義が廃止された関係で、私ども弁護教官は、分野別実務修習に移ったときに、どのような修習が行われているのか、司法修習生がどのような状況にあるのかを実際に見分ける機会がなくなった。したがって、導入修習、それに続く分野別実務修習をより充実したものとするためには、特に、各配属修習地の弁護士会、指導担当弁護士との連携を深めることが必要であると考えている。

(神山幹事)

資料５９に基づき、刑事弁護科目の関係を御説明させていただく。

刑事弁護の関係では、導入修習の目的として、分野別実務修習で見られるであろう弁護活動について、それを正しく評価する視点を新たに持たせるということがある。つまり、弁護修習だけではなくて、検察修

習や刑事裁判の修習中も、弁護活動を多く見るわけであるが、優れた弁護活動は優れている、問題のある弁護活動は問題があるという評価をきちんとできるようにしたいということである。その目的はおおむね達したと考えているが、まだまだこれから考えていかなければならないこともある。

カリキュラムについて、68期では、大きなコンセプトを立てて考えたというわけではないので、少し問題があったと反省している。そこで、69期からは、カリキュラムの内容を大きく変更した。

まず、否認事件については、一つの事例を取り上げて時系列に沿って勉強させる、つまり、最初の講義では、捜査段階の接見、事情聴取、取調べへの対応、次の講義では、身体拘束からの解放に関する問題、その次では、公判準備の中で最終弁論を考えさせる、最後は、その最終弁論をするためにどのような主尋問、反対尋問をするのかを考えさせるということの一つの事件を通じて行った。

また、量刑弁護、つまり量刑が争いとなる事件の弁護は、弁護活動の中心であるから、それについても導入修習の段階から講義をしようということで、裁判員裁判の事件を持ってきて、いわゆる量刑データベースも利用しつつ、行為責任を基礎とした量刑判断の基本がどこにあるのかについて教えるようにしている。69期では、おおむねこのような講義をしたが、司法修習生にも非常に評判が良く、今後もこのようなやり方を続けていくことになるだろうと思っている。

更なる課題について、総括すると、先ほど民事弁護の関係でも話があったが、導入修習で今のような教育を受けた後、分野別実務修習に移った司法修習生に対して、各地の弁護士会が、刑事弁護に関して、どのような教育をしていくのかについて、各地の弁護士会との連携を更に深めていかなければならないだろうと考えている。

(高橋委員長)

この導入修習の点であるが、先日開催された幹事会においても議論をしていただいているので、その議論状況の報告を井田幹事長にお願いしたい。

(井田幹事長)

本年4月26日に第31回幹事会を開催した。その幹事会でも、第68期導入修習の評価について、資料54から59に基づき報告していただいた。その内容は今しがた、染谷幹事及び上席教官の幹事の方々から報告があったものと同趣旨である。

幹事の方々からは、一つ目の大きなテーマとして、導入修習開始時点で司法修習生に実務基礎知識、能力の不足が若干見られることに関してどう考えるかという点について、意見をいただいた。すなわち、1点目として、必ずしも法科大学院の教育が悪いというのではなくて、法科大学院を修了してから司法修習が開始されるまでに期間があるために、どうしても法科大学院の実務基礎科目で学修した内容を忘れてしまう面があるのではないかということ、2点目として、司法修習で取り扱う課題は実務に則した実践的な内容であり、法科大学院での学修内容にかかわらず、司法修習生がこれを修得するのに苦勞するのは当然というところもあるのではないか、ただ、3点目として、特に刑事訴訟手続の知識については、法科大学院ごとに学修内容にバラツキがあるように感じるといった意見があった。そのような点を踏まえて、導入修習の在り方、あるいは法科大学院の教育内容にも検討すべき部分があるのではないかといった指摘があった。

二つ目の大きなテーマは、導入修習の期間についてであり、現状よりも期間を延ばすのは、実務修習の期間が更に削られてしまうことになるため相当ではなく、現状の期間で過不足はないことで意見の一致

を見た。

その上で、委員会においてもこれらの点について委員の方々に御意見を伺う必要があるとのことで、意見が一致した。

(高橋委員長)

以上の報告を踏まえて、議論をお願いしたい。

(酒巻委員)

各教官室のペーパーにおいて司法研修所と法科大学院との連携を深めていく必要があるとされていることに関して、連携を深めるとは具体的には何をしたらよいかはまだ茫漠としている。その前提として、井田幹事長の報告の中で、司法修習生の基本的な知識がやや足りないように見受けられるものの、それは法科大学院の実務基礎科目の教育が不十分だからというわけではなく、場合によっては大分時間が経ってしまっているのでは内容を忘れてしまったのではないかと指摘があったが、実務基礎科目ではなく、むしろ刑法の構成要件とか、民法とか、基本的な手続法とか、もっと基本的な科目、法科大学院の最も得意としている理論科目について、将来の法律家を育てるに当たって根本的に足りないところがあるのではないかと気になっている。単に実務基礎科目に関する連携だけではなく、これは直ちにできるわけではないであろうが、民法や刑法のような理論科目も含めた司法研修所と法科大学院との総合的な連携・協力についてもどこかで考える必要があるように思った。

法科大学院の側は、きちんとやっているつもりだと思う。しかし、特に法律基本科目については、司法修習の方で「何で？」と思うところがあるのであれば、それを端的に言っていただいた方がお互いのためによいのではないか。

(飯島幹事)

酒巻委員の問題意識にどこまでお答えできるか自信はないが、考えたところをお話しさせていただく。検察教官室のペーパーでは、今後の課題として法科大学院との連携は記載していなかったが、もとより、他の教官室が記載している法科大学院との連携が不要であると考えているものではない。検察教官室として、法科大学院の先生方にあえてお願いさせていただくとすれば、最終的に実務家になるための前提となるような汎用的な基礎体力の部分、例えば、刑事裁判官になる、検察官になる、弁護士になる、どの立場になっても使えるような基本的な知識をしっかりと教えていただきたいと考えており、また、この点はしっかりと教えていただいているものと認識している。資料５７の検察教官室ペーパーの冒頭に記載させていただいたとおり、検察の実務修習が具体的事件の捜査を直接体験させる実践的な色彩が強い性格を有するために、分野別実務修習が円滑に行えるようにするという目的を重視していると先ほど申し上げたが、こういった講義内容を全て法科大学院側で受けとめていただくのは難しいであろう。もとより法科大学院にも実務家教員はいるものの、スポーツマンに例えるならば、まずは基礎体力的なアスリートとして必要なところをしっかりと教えていただきたいし、実際に教えていただいているものと認識しているところである。

(高瀬委員)

導入修習が始まる時に、期間が適切かどうかについては、随分と議論されたところであるが、今回の報告を聞くと、結果的にこの期間は適切であったということであり、非常に喜ばしいと思う。

少し気になったのは、先ほど、法科大学院の教育と修習の間に期間が空いているとの指摘があったが、それは事実かもしれないが、これを容認してしまうと、法科大学院でいくら教えても、その後期間が空

いているので司法修習生が忘れていたから仕方ないということになってしまう。この点は、今起きている問題点の根拠として説明するにはあまり相応しくないのではないか。それよりは、刑事訴訟手続の教育内容にバラツキがあるからではないかという指摘に、大事な答えがあるのかもしれないと思う。本当に刑事訴訟手続の教育内容にバラツキがあり、刑事弁護科目等においてそれが司法修習生に大きく影響しているのであれば、先ほどの酒巻委員の質問に対する答えがあるということになるかもしれない。その辺りを御検討いただき、本当に法科大学院ごとに教育内容に違いがあるのか、その教育内容の違いが現実には司法修習生に大きな影響を与えているのかどうか分ければ、法科大学院の方でも、どの辺りを改善すればよいのかがある程度見えてくるかもしれない。それが簡単な話ではないことは重々承知しているが、そういったアプローチをして指摘をしないと、法科大学院の方も、何をどうしていいのかわからないであろうし、教育においては、色々と工夫をしたら逆に悪くなるということもあり得るであろう。

ただ、そういった問題点が残っていたとしても、いずれにせよ、69期ではかなり改善されたというお話もあり、導入修習そのものは非常にうまく働いているので、そのことを我々は大いに評価すべきであると思っている。

(木村委員)

法科大学院の教育内容のバラツキについては、私の所属している首都大学東京では、裁判所から非常に素晴らしい派遣教員に来ていただき、みなし専任として教授会にも御出席いただいて、大学の恥ずかしい部分もすべて見ていただいている。大学内部の教員よりも、派遣教員の方が他大学の状況なども御存じのはずだと思うが、首都大学東京においても、あきれられてのことかもしれないが、あまり発言をされ

ずに大人しくされている。もう少し積極的に発言していただいて、「これはちょっとまずいのでは。」といったことを言っていただけると、我々にとってもヒントをいただけるのではないかと思う。あくまでも制度を変えるとかいう話ではないので、本質的ではないかもしれないが、そのようなことも考えられるのではないかと思う。

(細田幹事)

法科大学院の教育と司法研修所の修習は、一貫した法曹養成プロセスの中で連続して実施していかなければならないのは当然のことである。地道ではあるが、例えば、法科大学院協会の教員研修として、司法研修所の修習を現実に見ていただき、意見交換をするといった取組をしている。司法研修所の方も、色々な機会に、法科大学院の教育の実際を見させていただいている。そのような意味で、法科大学院、司法研修所の双方で、法曹養成プロセスの一貫性を肌感覚で共有していくことが大事ではないかと思っている。

(井窪委員)

各先生から大変重要な御指摘をいただいたと思っている。

司法修習と法科大学院教育の連携を考えた場合、それに費やせる時間とコストが現実問題として限られている中で、修習終了の時点でどれだけ最大の効果を得られるかという観点から、それぞれの役割分担を考えていかなければならない。そのための情報交換、協力体制は十分に作っていないといけませんが、現在でもある程度、暗黙の了解でできている部分もあるであろうし、これまでも意思疎通の努力は続けられてきたのではないかと考えている。

それを踏まえて、法科大学院の教育内容のバラツキはないに越したことはないが、現実問題としてバラツキを完全になくすことは不可能であろう。ただ、司法修習生の自覚と努力で解消できないバラツキな

どあり得ないと考えており、導入修習の目的の一つである、自己の知識・能力の不足を認識させて、自学自修を促すという重要な点に連なっていくのではないか。このことは修習の期間に限られた話ではなく、法律家にとっては一生の課題というべきものであり、その一つのきっかけになるのが司法修習の役割であろう。導入修習が所期の目的を達しているということは、昨年の司法修習委員会でもほぼ共通認識になっていたところだ。それを踏まえて、先ほど各上席教官から紹介があったとおり、それぞれ大変な努力をされて、更に工夫を重ねて良いものにされておられるので、この努力をもう少し続けていただいて、この導入修習が安定した制度として定着していく中で、もう一度、今の問題を振り返っていけばよいのではないか。私としては、課題は多々あるが、全体としては非常に良い方向に向かっているように思う。

(高橋委員長)

法科大学院と司法修習との関係、それから、修習内部でも、先ほど弁護教官から指摘があったように、各地方の単位弁護士会と中央の司法研修所との関係など、これらは今後とも時間をかけて議論をしていくべき問題だと思われる。

もう一つ、高瀬委員からも指摘があったが、導入修習の期間については、幹事会ではおおむねこの辺りでよいのではないかとこの意見で一致を見たということだったが、この点は、委員の先生方もおおむね同じ見解ということによろしいか。

(各委員)

(異議なし)

イ 第69期導入修習に関するアンケートについて

(高橋委員長)

続いて、第69期司法修習生に対して行ったアンケート調査の結果

について、染谷幹事から御報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

導入修習について、第69期司法修習生に対して行ったアンケート調査の結果を御報告する。

第68期では、導入修習終了時にアンケート調査を実施し、さらに、集合修習冒頭にもアンケート調査を実施した。これ以降、二つのアンケートを順に、「68期第1アンケート」、「68期第2アンケート」として御説明する。

前回の本委員会では、68期第2アンケートの集計結果について御報告したが、同委員会の場で、複数の委員から、「導入修習の効果については長期的な視点で検証を続けていくべきである」との御意見をいただいたことも踏まえて、68期と同様、69期についても、導入修習の終了時に、司法修習生に対してアンケート調査を実施した。

資料60が、今回のアンケート実施結果に関する集計であり、回収率は約90.2%であった。

今回のアンケートの問1は、導入修習期間中の自学自修に関連して、①導入修習を通じて自分の知識・能力に不足を感じたかどうか、②それについて導入修習期間中に自学自修に取り組んだかどうか、③取り組んだ場合にはその内容、さらに、④導入修習での学修、あるいは導入修習期間中の自学自修によって、不足をどの程度補うことができたかを尋ねる内容である。

主なところを御紹介させていただくと、資料60の図表の1-1-1は、全回答者を母数として、青色と赤色の棒グラフを合わせた部分が、知識・能力に不足を感じた者の割合である。そのうちの青色の棒グラフが導入修習期間中に実際に自学自修に取り組んだ者の割合を示している。不足を感じた者の割合が最も多かったのが「要件事実の考

え方」で77.3%であり、次いで「事実認定の知識等」で75.8%、「事実調査の知識等」で65.5%であった。不足を感じた割合が最も少なかったのが「刑事実体法の知識」で27.9%であった。

次に、図表1-1-3は、不足を感じた者の割合について、今回のアンケートと68期第1アンケートとを比較したものである。ただし、今回のアンケートの集計結果は、導入修習を通じて不足を感じた者の割合であるのに対し、68期第1アンケートの集計結果は、導入修習を通じて不足を感じた場合に加えて、導入修習開始前から不足を感じていた場合をも含んだ数字であるため、両者を単純に比較することはできないことに御留意願いたい。今回のアンケートでは、68期第1アンケートと比べると、不足を感じた者の割合は、おおむね同様か、やや減少した数字となっている項目が多いが、特徴的なところを申し上げますと、今回のアンケートで最も割合の低かった「刑事実体法の知識」について、68期第1アンケートの41%から27.9%へと大幅に減少している点、他方で、最も割合の多かった「要件事実の考え方」が、68期第1アンケートの70.9%から77.3%に増加している点が、目を引くところである。

また、自学自修の内容を集計したものが図表1-2である。

次に、図表1-3-1以下を御覧いただきたい。

図表1-3-1は、導入修習での学修、あるいは導入修習期間中の自学自修によって不足していた知識・能力をどの程度補えたと感じたかを示したものである。

そして、図表1-3-2は、各知識・能力について、不足を感じた者のうち、不足を補うことができたかとの問いに無回答の者を除いた人数を母数として、不足をどの程度補えたかを示したものである。青色の「補うことができた」と赤色の「やや補うことができた」を合わ

せた部分，すなわち不足を補えたと回答した割合が最も多かったのが「事実認定の知識等」で77.3%，次いで「法曹三者の視点等」で74.5%，「刑事訴訟手続知識」で74.1%と続いている。

続いて，アンケート問2の結果について御説明する。

問2は，導入修習の目的を踏まえて，導入修習の各カリキュラムが，分野別実務修習期間中の自学自修や分野別実務修習における学修にとって，どの程度役立つと思うかを尋ねたものである。選択肢としては，「役立つと思う」，「少しは役立つと思う」，「あまり役立たないと思う」，「役立たないと思う」という四つを設定した。

この問いに関する全体の集計結果が図表2-1である。これは，カリキュラムのうち一つでも「役立たないと思う」又は「あまり役立たないと思う」ものがあると答えた者の割合を示したものである。一つでも「役立たない」ものがあると答えた者の割合は全体の4.3%にすぎず，「あまり役立たない」ものがあると答えた者の割合も全体の18.2%にとどまっている。

また，個別のカリキュラムに関する集計結果は，図表2-2のとおりである。ほぼすべてのカリキュラムで，「役立つと思う」とする割合が60%を上回る数値となっており，70%を超えているカリキュラムも少なくない上，「少しは役立つと思う」を加えると，すべてのカリキュラムにおいてその割合が90%を超えるか，これをやや下回る程度であることが分かる。

以上が69期導入修習終了時に実施したアンケートの集計結果の概要である。68期と同様，69期の司法修習生が分野別実務修習を終えて，集合修習に戻ってきた際にも，導入修習に関するアンケートを実施する予定である。その集計結果も併せて分析・検討するなどしながら，引き続き導入修習の検証を行っていくつもりである。

(高橋委員長)

続いて、幹事会における議論の状況の報告を井田幹事長にお願いしたい。

(井田幹事長)

第69期導入修習に関するアンケート集計結果についても、幹事会で資料60に基づいて、報告があった。その内容は、今しがた染谷幹事から報告があったものと同旨である。

これを受けて、刑事裁判及び検察の各上席教官の幹事から、刑事実体法の知識に不足を感じた司法修習生が少なかった理由について、カリキュラムの内容に即して説明いただいた。また、刑事裁判の上席教官の幹事から、アンケートの結果を踏まえると、69期で実施したカリキュラムの変更の方向性に誤りはなかったと評価できるが、個別のカリキュラムについては更なる改善を検討していく必要があるとの指摘があった。

その上で、導入修習を実施したのは、まだ2期分だけであるので、今後とも検証を継続しつつ、司法研修所教官室において、導入修習の目的に沿った充実した内容となるよう、引き続き改善に努めていく必要があること、また、この点について委員会においても同様に御意見を伺う必要があることで意見が一致した。

(高橋委員長)

民事裁判と民事弁護は、69期からカリキュラムの内容を少し変えたと同っているが、この点について各上席教官の幹事から御発言いただければと思う。

(花村幹事)

「裁判官の役割・職務・心構え等」のカリキュラムについて、68期のアンケートの結果では、「役に立った」の割合が比較的低かった

ことも踏まえて、69期ではその内容について工夫を試みた。具体的には、68期のアンケート結果では、このカリキュラムに対して、抽象的な内容であり、実務修習に具体的に役立たなかった、裁判官志望ではないので、あまり役に立たなかったなどといったコメントがいくつか見られた。必ずしも裁判官志望の人に向けたカリキュラムとしているつもりはなかったが、そうした誤解もあったことから、69期では、形式面では、表題から「心構え」の部分を削除して「裁判官の役割・職務」として裁判実務修習への橋渡しであるとの意味合いを明確にした。また、内容面では、事務的な説明は避け、裁判実務修習に向けての動機付けや、裁判実務修習において記録の検討や起案をするに当たっての注意点・留意事項などの具体的な内容を盛り込んで、円滑な裁判実務修習につながるような修正を行った。その結果、69期のアンケートでは、消極的な回答をした者が相当減少していること、自由記載欄にも、裁判官志望者向けのカリキュラムではないかと誤解しているようなコメントは見られなかったところであり、カリキュラムの変更について一定の成果はあったと考えている。

(黒河内幹事)

民事弁護では、アンケートの自由記載欄に、68期の導入修習の際に、保全・執行について「全く分からなかった」という記載があり、それがアンケートで「あまり役に立たなかった」と回答した割合が多くなった原因ではないかと思われた。そのため、69期では、68期において講義1として実施した実質150分の保全・執行の講義に加えて、68期において講義2の一部として実施した弁護士倫理の講義50分を集合修習に移し、その分、講義2の枠内で保全・執行の講義を50分行うことにより、合計200分に拡大して実施することとした。そうしたところ、アンケートの結果も若干改善して、自由記載欄

には、保全・執行について全く分からなかったといった回答はなくなつた。教える方の側も、仮に法科大学院で保全・執行を履修していなくても、保全・執行の学修のためには教材のどこを読んでおけばいいのか、集合修習に戻るまでに学修しておいてほしいポイントはどこかなどを意識的に講義の中で指摘するようにしたなどのこともあり、改善できたのではないかと考えている。

(高橋委員長)

ただいまの御説明も踏まえ、議論をお願いしたい。

(瀧澤委員)

カリキュラムごとのアンケートは68期でも実施されたと思うが、今回の数字を見ると、どの科目もかなり数字が改善されている感じがする。各教官室が1年目の数字を見て、相当に工夫した結果ではないかということで、大変有り難く思っている。数字としては、「役立つ」と「少しは役立つ」を合わせると、大体9割に達しているので、相当高い水準であると思われる。しかし、まだ1年目、2年目であるので、更に引き続き工夫をしていただくことをお願いできれば有り難いと思う。

(高橋委員長)

教育内容は絶えず改善をしていかなければいけないものであるの
で、引き続き努力をしていただくということになる。

ウ 実務修習に関する検討状況等について

(高橋委員長)

次に、実務修習に関する幹事会ワーキンググループにおける検討状況等のうち、まず実務修習結果簿の集計結果について、染谷幹事から御報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

前回の委員会においても、実務修習の実情を把握し、その充実策を更に検討するため、幹事会ワーキンググループを開催して検討を進めていることを御報告した。これまでに、昨年10月、今年の1月及び3月の3回にわたりワーキンググループを開催して検討を重ねてきたので、この間の検討状況などを御報告する。

なお、前々回の委員会でも御紹介した、平成27年2月の幹事会ワーキンググループによる取りまとめの結果である資料51「幹事会ワーキンググループにおける検討結果」も御覧いただきたい。

これまでも分野別実務修習の実情把握のために、司法修習生が記載する実務修習結果簿を分析する手法をとってきたが、68期第1クールについても、同様に実務修習結果簿の集計を行った。その集計結果について、簡単に御紹介させていただく。

まず、民事裁判については、実務修習結果簿の分析結果によると、起案総数がガイドラインに明記されている「4件」を下回る者は、67期の8%から68期では3%へと減少しており、平均件数も、68期では6.6件であり、67期の6.1件から増加した。事実認定起案については、「2件」以上起案した司法修習生が全体の98%であり、67期と同水準が維持されていた。法廷傍聴等の件数分布については、司法修習生が記載した件数は3件をピークとしており、67期とほぼ同様の分布であった。保全、執行、破産については、保全事件修習及び破産事件修習の経験のある者がそれぞれ85.6%と56.3%であり、67期と比べて増加したが、一方で、執行事件修習の経験のある者は79.4%であり、67期と比べて減少した。

刑事裁判については、実務修習結果簿の分析結果によると、起案総数がガイドラインに明記されている「4件」以上の司法修習生は、全体の78%であり、67期の60%より増加した。事実認定起案につ

いては、ガイドラインに明記されている「2件」以上起案した司法修習生が全体の95%で、67期の92%より増加した。法廷傍聴等については、民事裁判に比べて件数にバラツキがあることは、67期と同様であった。令状事務については、司法修習生全員が修習中に経験する機会を得ており、模擬裁判の経験割合については、67期よりも減少しているものの、9割を超える者が経験している状況である。

検察については、実務修習結果簿の分析結果によると、捜査実務修習で身柄・在宅事件ともに経験した司法修習生は、全体の81.9%であり、67期の68%に比べて増加した。捜査件数は、ガイドラインでは「身柄・在宅」を合わせた件数について少なくとも3件とされているところ、1～2件の者が、68期では6.7%と、67期の15.7%より減少した。次に、公判実務修習について、経験割合が68期では96.7%と、67期の86%より約10%増加しており、経験件数分布のピークも2件となっている。公判実務修習における起案の経験割合は、67期では66.5%であったが、68期では87.2%に増加した。

弁護修習について、実務修習結果簿の分析結果を御説明させていただく。まず、民事弁護であるが、法律相談については、件数の平均は13.2件であったが、67期とほぼ同様、件数にはかなりバラツキがあった。訴訟・破産の起案について、起案本数の平均は5.7本であり、67期の5.6本とほぼ同様であったものの、0～1本であった司法修習生は、68期では4%と、67期の5%に比べて若干減少したが、なお17人が存在している。保全・執行に関する起案を経験しなかった司法修習生は、60.4%であり、67期の57.5%よりも増加した。

次に、刑事弁護について、被疑者接見・被告人弁護の両方を経験し

た者の割合が、67期の66.4%から68期では70.9%へと増加し、全く刑事弁護を経験できなかった者の割合も67期の3.8%から68期では3.3%へと減少した。ガイドラインでは、被疑者と被告人段階の双方について可能な限り最低1件を経験させることとされているが、68期では、67期よりも改善されてはいるものの、なお3割の者が達成できていないことになる。

なお、前々回の本委員会でも御報告したとおり、第68期まで用いていた実務修習結果簿の書式については、ガイドラインの趣旨、目的を直ちに反映したものとなっておらず、ガイドラインの内容と結果簿の項目が一致しないところがあったことから、第69期からは書式を改訂した。今御紹介している第68期の結果簿の集計結果は、改訂前の結果簿に基づいたものであるが、第69期では、よりガイドラインに即した形で、司法修習生が結果簿を記載している状況である。

先に開催された幹事会では、刑事弁護の上席教官の神山幹事から、刑事弁護の起案内容として、例えば、被疑者段階の終局処分に先立って検察官に提出する意見書についても起案として集計できるようにしてはどうかとの意見をいただいたところである。ガイドラインでは、「適宜の起案等を行わせ」ることとされており、改訂された第69期結果簿における刑事弁護の欄では、起案には「弁論要旨」等の「裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む。」と明示しているので、神山幹事の指摘に沿うものになっていると考えている。

(高橋委員長)

続いて、各教官室の上席教官である幹事の方々から、集計結果についてのコメントをお願いしたい。

(花村幹事)

民事裁判の実務修習結果簿の分析結果を見ると、起案総数4件、うち事実認定起案2件というガイドラインの内容について周知・徹底が図られてきていることがうかがわれる。今後は、質的な内容の充実も含めてガイドラインの趣旨を更に浸透させていくことが必要かと考えている。また、保全・執行・破産は、実務修習において大変重要な分野であると考えているところ、破産事件について修習の経験がない者の割合が、67期では過半数を超えていたが、68期では43.7%と若干改善が見られた。これら非訟事件については、選択型実務修習と合わせて修習の機会を確保できるように、分野別実務修習や選択型実務修習のプログラムの充実を図っていく必要があると考えている。

(細田幹事)

刑事裁判の実務修習結果簿の分析結果を見ると、事実認定起案については、ガイドラインの定める2件を達成できている者が多いが、起案総数については、ガイドラインの定める4件に届かない者も散見される。これは、事実認定起案以外の起案について、ガイドラインの表現が「具体的事件に現れた実体法及び手続法上の問題点について調査検討した結果をまとめたレポート」としていて、学術論文を書きなさいと言うかのような表現ぶりとなっていることも影響している可能性があるかもしれないと考えている。この点は、例えば、量刑のポイントをA4に1枚で端的にまとめるとか、あるいは、次の公判前整理手続期日の課題は何かを短くまとめるといった内容も立派な起案であり、訓練になるということを含めて、ガイドラインの趣旨の明確化について、現場の指導官と話し合っていきたいと考えている。

次に、法廷傍聴等に関する件数についてはバラツキがあるが、刑事裁判では手続も大事であり、あまり少なすぎるのも問題であると思っている。一方で、件数があまり多いと、本当に法廷傍聴に基づいて法

的問題の一つでも検討したのかと疑問が湧くようなところもあり、こういった点も含めて、ガイドラインの趣旨を現場の指導官と共有していきたいと思う。69期からは結果簿の書式も改訂されたので、どのような集計結果が出てくるかを注目したい。

(飯島幹事)

ガイドラインの趣旨を周知・徹底することは、言うまでもなく大事なことであり、引き続き、これをしっかり行っていきたいと考えている。

検察に関する実務修習結果簿の集計結果では、67期から68期にかけて、捜査実務修習における身柄・在宅事件の経験割合を始め、全般的に数値がより良くなってきており、ガイドラインの趣旨の浸透が図られてきているのではないかと思われるが、こういった数字だけにとらわれることなく、その趣旨の更なる徹底を図っていきたい。

(黒河内幹事)

民事弁護については、67期と68期の比較というよりは、規模や業態の異なる弁護士事務所の指導担当弁護士の下で修習をするという環境から、起案件数が0件や1件といった状況が生じるのもある意味やむを得ないのではないかと思う。ただ、せっかくガイドラインがあるので、指担協や各種協議会の場を通じて、このような0件や1件といった数字がなくなるように、各弁護士会に努力をお願いし続けることが必要であると考えている。

(神山幹事)

刑事弁護の関係も、黒河内幹事の指摘と同様だが、指導担当弁護士の下に刑事事件が来ないわけにはどうしようもないので、その点の努力は各単位弁護士会でしていただいていると思う。しかし、なお0件ということになってはいけないので、今実施されている工夫として大

きく二つが挙げられる。一つは、刑事事件が来た先生のところに司法修習生をお願いするという形でフォローするやり方、もう一つは、私が今提案して全国で検討してもらっているやり方として、どこか1人の指導担当者のところに事件が行けば、それを何人かの司法修習生がグループで相談をしながら弁護方針や弁論を検討するというものである。いずれにせよ、刑事裁判や検察の修習では見えない刑事弁護の苦労、すなわち、接見や被害弁償、証拠収集などについて、できる限り多くの経験をさせたいので、各弁護士会に対し、今述べたような工夫をしてもらっている。それをより強化していくためにどうすればよいのか、指担協などの交流の場で、検討がされればよいのではないかと考えている。

(高橋委員長)

続いて、幹事会における議論の状況の報告を井田幹事長にお願いしたい。

(井田幹事長)

第68期第1クールの実務修習結果簿の集計結果についても、幹事会で、染谷幹事から先ほどのものと同様の趣旨の報告があった。これを受けて、刑事弁護の上席教官の神山幹事から、先ほど染谷幹事から御紹介のあった指摘があったところである。

(高橋委員長)

それでは、実務修習結果簿の分析結果について、御意見を賜りたい。

(酒巻委員)

神山幹事の御提案や染谷幹事から御紹介のあった起案の集計の仕方に関する御指摘については、賛成であるので、進めていただければと思う。弁論要旨に限らず、重要な起案というものがあるので、そこは是非そうしていただければと思う。

(井窪委員)

弁護実務修習におけるバラツキの問題は、以前から御指摘をいただいているとおりであるが、先ほど染谷幹事から紹介のあったとおり、結果簿の様式を改訂しているのので、まずは69期の結果がどうなるかを注目していきたい。ただ、それでもやはり一定のバラツキはあるだろうと思われる。指導担当弁護士の業務内容には差異があるし、修習時期による当たり外れもあるので、ガイドラインに規定されている数値基準を常に全員が満足するのはなかなか難しいであろう。ただ、その場合でも先ほど紹介のあったとおり、件数が少なければ、その分深みのある修習をしていただくとか、あるいは、他事務所の事件を取り扱わせていただくとか、そういう個別の工夫の中で本来の実務修習の目的に沿った成果を上げることは決して不可能ではないと思うし、現にそういった努力をしていただいていると認識している。しかしながら、特に極端なケースがあった場合には、弁護士会で把握して、各指導担当弁護士にその真意を確かめる、あるいは、何か独自のお考えに基づき独自の工夫をしていただいているケースもあると思われるので、その辺を伺った上で、個別に御相談をしながら良い方向に進めていければと考えている。これが今の弁護士会の共通認識であると思われる。

(今田委員)

私は、修習の中身については素人なので教えていただきたい。データやグラフを見ると何か言いたくなるところがあるので発言させていただく。統計の知識から言うと、データを取ったら、中央極限原理に基づいて、無限を前提に考えると、結果は正規分布になると言えるが、ここでは有限事象なので、必ずしも正規分布になるわけではない。ただ、ガイドラインを定めており、それを目標値として構造的にそこに

集中するような結果となるはずである。だとすると、中央極限原理から言うと、ガイドラインが理想とするところが極大値になり、正規分布になるようなグラフになる。この現実には期待された結果になっている、つまりうまくいっていると判断される。司法修習生は平等に色々な機会を得ているとの評価になろう。確かにそのような結果となっているものもある。だが、正規分布にならずにばらついた結果もあり、これは恐らく、構造的な原因があってばらついていると思われるので、その原因が許容されるものなのか、あるいは、これは問題で修正なり何らかの提案をしなければいけないものなのか、原因を検討していただければと思う。もちろん既に十分に検討していただいていると思うが、構造的にばらつくべき事象もあると思われる。例えば、小さな子供に好きなおもちゃと好きでもないおもちゃを与えたという事例で、好きなおもちゃを与えたときには、うわーっと皆が取るので正規分布になるのだが、興味のないものを与えたときには、全然興味を持たない者と面白いかなと思う者という結果はバラバラになるという例もある。決してそうでないのだと思うが、バラツキに関しては、色々な原因があり得るので、原因や構造要因を検討すると、役立つ情報が得られるのではないかと思う。

(井窪委員)

今田委員の指摘は大変よく分かるし、そういう努力を続けたいといけない。ただ、前提として申し上げておきたいのは、個々の指導担当弁護士の業務そのものが大きくばらついているということである。また、基本的には、弁護修習の目的は、指導担当弁護士の業務を通じて弁護士の活動がどういうものを体得してもらう点にあり、そこでは数や種類が重要だとの考え方もあるだろうし、1件1件で深みのある、踏み込んだ活動をするのが効果的だとの考え方もあるだろう。一概に

そのどちらがよいかとは言えないのであって、グラフが正規分布にならなくても、それは自然なことであると理解いただきたい。先ほどお伝えしたとおり、極端な事例があった場合には、それを弁護士会としても着目してどういう理由なのかを確認しなければいけないと思う。ただ、一般論として言えば、弁護士業界が厳しい現状にある中で、司法修習生を預かって指導しようとする弁護士は、それなりに指導に熱意を持っている方々であり、それを前提として、あまりにガイドラインから外れるケースがあった場合には、各単位会において個別に事情をお聞きするなどしていると理解をいただければと思う。

(高橋委員長)

続いて、幹事会ワーキンググループにおける検討状況等のうち、分野別実務修習ガイドラインの周知・浸透状況、合同修習、いわゆる座学の実情について、染谷幹事から御報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

ガイドラインの周知・浸透状況について、平成27年の司法修習生指導担当者協議会では、おおむね周知が図られていると言ってよいと思われるものの、必ずしもすべての指導担当者まで周知されているわけではなく、また、ガイドラインが配布されていても、その内容が浸透していると思わないなどといった意見が出されたところである。

そこで、幹事会ワーキンググループでは、各指導担当者に対して、ガイドラインの理解の浸透を図る必要性が改めて確認された。これを受けて、民事裁判及び刑事裁判の各分野では、全庁で、各部総括だけでなく、陪席裁判官も含めてガイドラインの写しを交付してその趣旨を説明するなどしたことが確認されている。また、弁護の分野でも、すべての単位会において、各指導担当者に対し、ガイドラインの周知がされたことが確認されている。さらに、平成27年12月に日弁連が

ら各单位会宛てに発出された文書により、各指導担当者へのガイドラインの配布を依頼するとともに、その趣旨を説明するなどして、理解の浸透が図られた。資料61がその文書である。

次に、幹事会ワーキンググループでは、68期から導入修習が実施されたことに伴い、分野別実務修習における個別修習の期間に影響が出たか、合同修習、いわゆる座学に充てられる時間がどのように変化したのかを分析した。具体的には、東京、大阪、名古屋、横浜、福岡、奈良の各修習地を取り上げて、66期と68期の各クール及び69期の第1クールについて、実務修習日程予定表の記載を基に、合同修習、すなわち座学の時間を集計した。これによると、導入修習が実施された68期以降は、66期に比べて、ほとんどのサンプル庁会で分野別実務修習中の合同修習の時間が大幅に減少していることが分かった。昨年の指担協では、「導入修習の実施により分野別実務修習期間が短縮された影響はさほど感じない」との指摘が多かったところであるが、導入修習の実施に伴って合同修習が減少したことで、全体の期間短縮による個別修習に与える影響が緩和されたことが、数値上も裏付けられたといえる。

(高橋委員長)

続いて、幹事会における議論の状況の報告を井田幹事長からお願いしたい。

(井田幹事長)

ガイドラインの周知・浸透状況、合同修習、いわゆる座学の実情についても、幹事会で染谷幹事から先ほどのものと同旨の報告があった。そして、幹事の皆様の意見を伺ったところ、小林幹事から、ガイドラインの周知に関する日弁連の取組について紹介いただいた。弁護士会では、個別の指導担当弁護士が扱う事件の種類には限度があることか

ら、指導担当弁護士の事務所でガイドラインに挙げられている項目をすべてこなすのではなく、例えば、単位会の刑事弁護委員会を活用したり、弁護士同士の横の連携を用いて事件を紹介し合ったりなどして、弁護士会全体で司法修習生が様々な事件を経験できるような工夫を行っているとのことであった。また、刑事裁判の上席教官の細田幹事から、4月の異動期に新しく着任した裁判官にもガイドラインの内容を認識してもらうために、教官室から異動期に改めてガイドラインの内容を周知するとの取組を行っているとの報告があった。

その上で、幹事会では、分野別実務修習に関する取組については相当の改善が見られるものの、まだ課題も残っているので、引き続き取組を継続していくよう期待すること、また委員会でも同様に意見を伺う必要があるとのことで、意見の一致を見た。

(高橋委員長)

幹事会でまとめていただいたとおり、更に引き続き努力をしていただくということによろしいか。

(各委員)

(異議なく了承)

(高橋委員長)

続いて、幹事会ワーキンググループにおける検討状況等のうち、選択型実務修習について、染谷幹事から御報告をお願いしたい。

(染谷幹事)

資料51の「幹事会ワーキンググループにおける検討結果」では、全国プログラムの拡充として四つの方策が掲げられていた。69期の選択型実務修習における拡充の取組の状況は、資料62のとおりであり、国の機関、地方自治体、福祉機関、民間企業及び公設法律事務所で合計26か所の新規の受入先を開拓し、合計50プログラム、募集

人数53名分を拡充した。また、既存プログラムのうち、法務行政についても募集人数を20名分拡充した。日弁連からは、司法修習生の全国プログラム応募前の時期に、その積極的な応募を促す書面を发出していただいております。この日弁連による書面の发出も関係していると思うが、民間企業では、16人募集のところに264人が応募するなど、新規プログラムに対し、積極的な応募があったところである。

次に、個別修習プログラムについて、幹事会ワーキンググループでは、資料51に記載されている個別修習プログラムの拡充の方策について、おおむねその実施に向けた取組が行われていることが確認された。また、本年7月に実施予定の指担協などを通じて、引き続き、選択型実務修習の充実に向けた検討を重ねていくことが確認された。

(高橋委員長)

続いて、幹事会における議論の状況を井田幹事長にお願いしたい。

(井田幹事長)

幹事会においても、先ほどと同様の染谷幹事の報告があり、幹事の皆様からは、69期で実施した全国プログラムの拡充の取組について、司法修習生の選択肢を広げるもので、選択型実務修習の趣旨にかなうものであるとの積極的な評価をいただいたほか、法曹の活動領域の拡大に資するという意味でも重要な取組であり、司法修習生が希望するプログラムをなるべく受講できるように、引き続き受入先の開拓を進めてほしいとの意見があった。その上で、選択型実務修習に関する取組についても、分野別実務修習と同様、相当の改善が見られるものの、まだ課題も残っているので、引き続き取組を継続していただきたいこと、また委員会においても同様に御意見を伺う必要があることで、意見の一致を見た。

(高橋委員長)

色々と新規の受入先を開拓していただいて、民間企業については、希望者が多い状況にあり、更に何らかの知恵を出さなければいけないのかもしれない。幹事長からのお話にもあったように、法曹の活動領域の拡大に資するという意味でも重要な取組であり、更に努力を継続していただくということにさせていただきたい。

(各委員)

(異議なく了承)

エ 平成28年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項案について

(高橋委員長)

最後に、本年7月に予定されている平成28年度司法修習生指導担当者協議会の協議事項案について、染谷幹事から御説明をお願いしたい。

(染谷幹事)

委員長からも御説明があったとおり、本年7月に司法修習生指導担当者協議会を行い、例年どおり、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の分科会ごとに協議を行う予定である。

その協議事項案として、三つを考えている。

一つ目は、「導入修習を実施したことによる分野別実務修習への効果や影響等について」であり、具体的には、主として分野別実務修習の円滑な実施という目的を達成できているかという観点から、導入修習を実施したことによる分野別実務修習への効果や影響等を協議するとともに、導入修習の今後のカリキュラム等に対する要望も聴取したいと考えている。

二つ目は、「分野別実務修習の実情及び充実方策について」であり、具体的には、分野別実務修習ガイドラインに示された修習課題(件数)の達成状況、同状況が芳しくないとすれば、そのあい路と解決策、こ

れら修習課題（件数）を外形的に達成するだけでなく、内容的にも充実させる必要性の理解の状況などを協議事項とするものである。

三つ目は、「選択型実務修習の実情及び充実方策について」である。

いずれも重要なテーマであるが、本日の議論を踏まえても、ガイドラインに沿った指導の目的についての指導担当者の理解を図り、その定着を図ることが最重要課題と思われるので、この点、特に重点を置くべきかと考えている。また、導入修習が始まってまだ2年目であり、その効果の検証も重要であるので、引き続き実務庁会の指導担当者の率直な意見も十分に聞く必要があると考えている。

ここで御説明させていただいた協議事項案については、本委員会でいただいた御意見も踏まえて、内容を改めて検討した上で、最終案を確定したいと考えている。

（高橋委員長）

指担協の協議事項案について、付加・修正した方がよいのではないかといった御意見があれば御発言いただきたい。

特に修正すべき点はないということによろしいか。

（各委員）

（異議なく了承）

（高橋委員長）

ガイドラインの周知・徹底については、数年前の議論に比べるとかなり良くなったように思うが、変に自画自賛をしてはいけいないので、定着に向けて更に努力を続けていかないといけないであろう。

本日の議論を踏まえ、委員長としては、次のような形で本委員会の意見を取りまとめさせていただきたい。

第1に、導入修習については、その二つの目的、すなわち、司法修習生自らが不足している部分を自覚させ、司法修習生の自学自修を促

すこと、また、分野別実務修習への円滑な移行を図ることとの関係で、1年目の第68期においても相応の成果を上げており、分野別実務修習とのバランスからみても、現状の期間は相当であるといった司法研修所の評価は妥当であると思われる。ただ、まだ1年目を終えたにすぎず、個々のカリキュラムについては改善すべき点が見られるので、今後とも検証を継続しつつ、司法研修所教官室において、導入修習の目的に沿った充実した内容となるよう、引き続き改善に努めていただきたい。

第2に、分野別実務修習及び選択型実務修習については、これまでの検討を受けた各庁会の取組によって相当の改善が図られてきているものの、まだ課題も残っているようなので、三庁会の協力関係をますます密にしながら取組を継続していただきたい。

第3に、指担協の協議事項については、本日の委員会では、先ほどの染谷幹事の御説明どおりでよろしいということであったが、更に御議論をいただいた上で最終案をセットしていただき、後日、協議結果を御報告いただきたい。

(各委員・幹事)

(異議なく了承)

(5) 今後の予定について

(高橋委員長)

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。

それでは、これをもって第31回司法修習委員会を終了する。

以上